

令和4年4月22日 招集

令和4年門真市教育委員会第4回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第4回定例会
 令和4年4月22日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会事務局人事について)	1
第4	承認第6号	臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)	8
第5	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について (令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)	11
第6	承認第8号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について)	14
第7	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第8		諸報告	16

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和4年4月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和3年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和4年4月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入

(項) 財産運用収入

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	千円
利子及び配当金	79	利子及び配当金	79	教育振興基金利子 【教育振興基金積立事業】 79

(款) 寄附金

(項) 寄附金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	千円
教育費寄付金	645	教育費寄付金	645	教育費寄付金 【教育振興基金積立事業】 45 企業版ふるさと納税寄付金 【GIGAスクール構想推進事業、 英語指導員配置事業】 600

令和3年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興基金費	千円 744,148	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業	千円 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金 744,148

承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について (令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和4年4月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校建設費	千円 175	○学校施設と教育環境の充実 中学校施設整備事業	千円
			175 公有財産購入費 建物購入費 門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
			175

債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業 (令和4年3月30日基準金利変更分)	令和5年度	千円
	令和8年度	728

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業 (令和4年3月30日基準金利変更分)	千円 728	千円 令和5年度 ～ 令和8年度	千円 0	千円 令和5年度 ～ 令和8年度	千円 728	千円 0	千円 0	千円 0	千円 728

承認第8号

臨時代理による事務処理の承認について

(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部改正を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和4年4月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員</u><u>の勤務時間の割振り）</u></p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務及び<u>条例第11条に規定する業務</u>を行う職員<small>の勤務時間の割振り</small>については、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに<u>条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）及び第18条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長がこれを行う。</p>	<p><u>（宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員</u><u>の勤務時間の割振り）</u></p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務<u>を行う職員</u><small>の勤務時間の割振り</small>については、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに<u>条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長がこれを行う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和4年度門真市一般会計当初予算の概要について
2	国立大学法人大阪教育大学との連携協力に関する協定の締結について
3	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施について